

(別表1) 対象物等の用途

コード	用途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用（コード11に掲げるものを除く。）
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

(別表2) ばく露作業の種類

コード	種類
30	印刷の作業
31	搔(か)き落とし、剥離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払拭、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯出しの作業
44	破碎、粉碎又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌(かくはん)、混練又は加熱の作業
50	その他

※ 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、ばく露作業の種類、対象物等の名称、作業1回当たりの製造・取扱い量、対象物等の物理的性状等（年間製造・取扱い量とばく露作業従事者数を除く。）のいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入してください。

Q&A

【報告の必要性について】

Q1 局所排気装置を設置したり、呼吸用保護具を着用しているのに、報告対象物を吸い込んでいないと思いますが、報告は必要ですか。

A 報告の必要があります。有害物ばく露作業報告は、法令に基づいて、年間500kg以上、報告対象物を製造し、または取り扱う事業者に対して、労働者をばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされています。局所排気装置の設置や呼吸用保護具の着用は、ばく露のおそれがある場合に講ずるものであり、これらの措置を講じていることをもって、ばく露のおそれがないとは言えないため、年間500kg以上、報告対象物の取扱い等がある場合には、報告が必要です。

Q2 輸入代行業をしていて、書面の手続きだけで、直接、報告対象物に触れない場合でも報告は必要ですか。

A 報告対象物のガス、蒸気、粉じんの発散によるばく露がなければ、報告は不要です。

Q3 報告対象物が、工場プラント内の密閉化された状態で化学反応が進む過程で生成・消滅する場合や、冷媒などとして密閉化状態で使用する場合でも報告は必要ですか。

A 報告対象物が密閉式の構造の設備で取り扱われており、または隔離室で遠隔操作の作業等労働者が当該物のガス等にばく露するおそれがないと考えられる場合には、報告は不要です。ただし、冷媒などの補充・交換を行う場合、対象化学物質のサンプリングを行う場合、反応槽、配管などの清掃・点検作業を行う場合などは、報告が必要です。

Q4 「平成31年報告版」で報告対象の3物質（テトラヒドロフランなど）について、平成32年（2020年）も報告は必要ですか。

A 平成31年報告版で報告対象の3物質については、平成32年（2020年）に報告する必要はありません。（この3物質については、平成31年3月31日までに事業場を管轄する労働基準監督署に報告してください。）

Q5 報告対象物を輸送する作業や、倉庫で保管する作業についても、報告は必要ですか。

A 報告が必要な場合があります。例えば、タンクローリーから貯蔵タンクへの受入作業や、貯蔵タンクへの充填作業などの場合です。この場合には、漏えいによるばく露の可能性がないと判断できないことが多いためです。ただし、堅固な容器に充填され開封せずに移動させる場合など、外に漏れるおそれがないと判断できる作業については報告する必要はありません。

Q6 試験研究用に報告対象物を使用していますが、報告は必要ですか。

A 対象期間における報告対象物の製造量または取扱量が年間500kg以上の場合には、試験・研究における作業でも報告が必要です。

Q7 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物が入っている場合、報告は必要ですか。

A 報告対象物が成分として入っている場合には、事業場において製造し、又は取り扱った当該物の含有量が年間500kg以上となる場合には、これらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。

なお、農業経営者自らが農薬等を使用する場合は報告は不要ですが、雇用する労働者に使用させた場合には報告が必要です。

Q8 報告した情報は、どのように利用されるのですか。

A 労働者の健康障害を防止するために、国が行う化学物質のリスク評価に利用します。リスク評価の状況や結果については、厚生労働省ホームページなどで公表します。なお、企業のノウハウなどに該当する情報については公開しません。

Q9 「オルトクレゾール」や「1, 1-ジクロロエチレン」が報告対象物とされていますが、異性体の「メタクレゾール」や「パラクレゾール」、「1, 2-ジクロロエチレン」については報告する必要がありますか。

A 異性体について、報告は不要です。

Q10 通常の手扱いはばくばく等によるばくばくのおそれがない場合、報告は必要ですか。

A 労働者による手扱いの過程において、固体以外の状態にならず、かつ粉状または粒状にならないものは、報告の必要はありません。例えば、アスファルト舗装道路上における作業で、アスファルトが溶融されたり切削されたりせず、その蒸気やばくばくに、ばくばくのおそれがない場合、報告の必要はありません。

Q11 リスク評価の結果は、報告した事業者にはフィードバックされるのですか。

A 報告件数が数万件に及ぶため、事業者ごとにリスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者から照会があれば回答します。

照会の際は、**厚生労働省 労働基準局 化学物質評価室**にお問い合わせください。

[電話番号：03-5253-1111（代表）]

【報告の様式や記載方法について】

Q12 報告様式はどこで入手できますか。

A 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署で入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。

厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/21.html>)

Q13 同じ労働基準監督署管内にある複数の工場での作業について、まとめて報告書に記入することはできますか。

A 地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場がある場合でも、まとめて報告することはできないため、工場別に報告書を作成する必要があります。ただし、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することができます。

Q14 「作業1回当たりの製造量・取扱量」の「作業1回当たり」とは、どういうものですか。

A 「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから中止または終了するまでの間をいいます。例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩または別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われた場合、作業Aは2度実施されたこととなります。この場合における製造量・取扱量は、作業時間にかかわらず、製造量・取扱量の多い量を記入してください。

Q15 同じ作業でも、作業や製品（ロット）ごとに報告対象物の含有率や取扱い量等が変わる場合、「作業1回当たりの製造量・取扱量」はどのように算出すればよいですか。

A 「作業1回当たりの製造量・取扱量」は、
報告対象物の「含有率」×「製造量または取扱量」で算出してください。

例) アスファルトを20%含む製品を、500kg取り扱う場合

$$\begin{array}{rcl} \text{「含有率」} \times \text{「取扱量」} & = & \text{「作業1回当たりの製造量・取扱量」} \\ 20\% \quad \times \quad 500\text{kg} & = & 100\text{kg} \end{array}$$

作業や製品（ロット）ごとに、含有率や取扱量等が変わる場合には、これら作業の中で算出された値のうち、最大の量を記入してください。

Q16 表示やSDS（安全データシート）に記載された報告対象物の含有率に差がある場合、「作業1回当たりの製造量・取扱量」の算出に使う含有率はどのように求めたらよいですか。

A 含有率に差がある場合は、その平均値などを使って算出してください。

【リスク評価について】

Q17 提出した報告を基に、どのように化学物質のリスク評価が行われるのですか。

A 労働者の化学物質によるリスクは、「化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて当該化学物質にさらされる量」によって決まります。

化学物質の有害性（毒性）を評価して評価値を定めるのが「有害性評価」です。

一方、労働者が作業を通じてどのくらい対象物質を吸入するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。

提出いただいた報告は、この「ばく露評価」に活用されます。「有害性評価」と「ばく露評価」の両方を比較して、問題となるリスクがあるかを評価します。

Q18 「ばく露評価」では、保護具の装着の有無は調査されているのでしょうか。

A 「ばく露評価」では、保護具の装着の有無についても調査しています。

Q19 メンテナンス作業など、年に数回のみ発生する作業についてもリスク評価の対象になりますか。また、報告対象でない、少量（500kg未満）の製造・取扱作業についても、リスク評価の対象としているのですか。

A 非定常的な作業についても、定期的実施するものであれば、リスク評価の対象となります。また、少量の製造または取扱作業を行っている事業場についても、必要に応じて、関係業界団体などとの連携・協力の下、製造または取扱いに関する情報提供のあったものについては、リスク評価を実施することがあります。

Q20 報告内容は、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に記載されている「ばく露予測モデル」に活用できますか？

A 有害物ばく露作業報告の報告内容は、ある作業について、化学物質へのばく露リスクが高いものであるかどうかを推定することができる「ばく露予測モデル（コントロール・バンディング※）」に活用できます。

※コントロール・バンディングの例

・厚生労働省版コントロール・バンディング

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_1.htm

このパンフレットについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

都道府県労働局、労働基準監督署一覧

(<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)

労基署 一覧 検索

(平成31年(2019年)2月作成)